

京都大学大学評価支援室要項

(平成16年12月7日総長裁定制定)

第1 京都大学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価活動を支援するため、評価担当の理事(以下「担当理事」という。)の下に大学評価支援室(以下「支援室」という。)を置く。

第2 支援室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学評価委員会の活動に関する支援
- (2) 部局等の点検・評価活動に関する支援
- (3) 大学評価に関する情報の収集
- (4) その他大学評価に関し担当理事が必要と認めること。

第3 支援室に室長及び副室長を置く。

2 室長及び副室長は、担当理事が指名する大学評価委員会委員をもって充てる。

3 室長は、支援室の室務を総括する。

4 副室長は、室長を補佐する。

第4 支援室にその保有する情報の保護等に関し必要な助言を行うため顧問を置き、担当理事が指名する本学の教員をもって充てる。

第5 支援室に室員を置き、室長が指名する本学の教員及び事務職員をもって充てる。

第6 この要項に定めるもののほか、支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

1 この要項は、平成16年12月7日から施行する。

2 京都大学大学情報収集・分析センター要項(平成14年3月5日総長裁定)は、廃止する。